

第1回 蕪崎市立中学校部活動地域移行協議会

次 第

日時：令和6年5月23日（木）

16時30分～

場所：蕪崎市役所別館 301 会議室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委嘱状交付・委員紹介

4 会長及び副会長選出

5 議題

- (1) 学校部活動の地域移行についての経緯等
- (2) 蕪崎市立中学校部活動の状況
- (3) 児童・生徒・保護者・教員の意向又はニーズの把握について
- (4) 蕪崎市の段階的な地域移行の方向性について
- (5) 部活動地域移行協議会の設置について
- (6) 蕪崎市新たな地域クラブ活動方針について
- (7) 設置する学校に係る部活動の方針の改訂について
- (8) 人材バンク及び部活動アプリについて
- (9) その他

6 その他

7 閉 会

第1回蕪崎市立中学校部活動地域移行協議会

令和6年5月23日
蕪崎市教育委員会
教育課スポーツ振興担当

1 部活動の地域クラブ活動への移行の経緯

○H29.12 中央教育審議会

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」

⇒ 部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

○H30.3 スポーツ庁・H30.12 文化庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

⇒ 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化環境の整備を進める。

○H31.1 中央教育審議会

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」

⇒ 将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき

○R 元.11.12 衆参文部科学委員会

「衆議院文部科学委員会の附帯決議及び参議院文部科学委員会の附帯決」

⇒ 部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること

○R2.9 文部科学省

「働き方改革を踏まえた部活動改革について」

⇒ 令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

○R4.6 スポーツ庁、R4.8 文化庁

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化活動の地域移行に関する検討会議提言」

⇒ 休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については、令和 5 年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から 3 年後の令和 7 年度末を目途とする。

○R4.12 スポーツ庁・文化庁

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下、「国ガイドライン」という。)」

⇒ 学校部活動の地域移行は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの

令和 5 年度から 3 年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

○R5.12 山梨県教育委員会

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン(以下、「県ガイドライン」という。)」

⇒ 「学校部活動」と「新たな地域クラブ活動」の両方を地域の実情に応じ、当面は併存しつつも、「新たな地域クラブ活動」への段階的な体制整備

【これまでの部活動】

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒同士の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

【部活動の現状と課題】

少子化の進行、学校規模の縮小、教員数の減少と負担増など、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難となってきた。

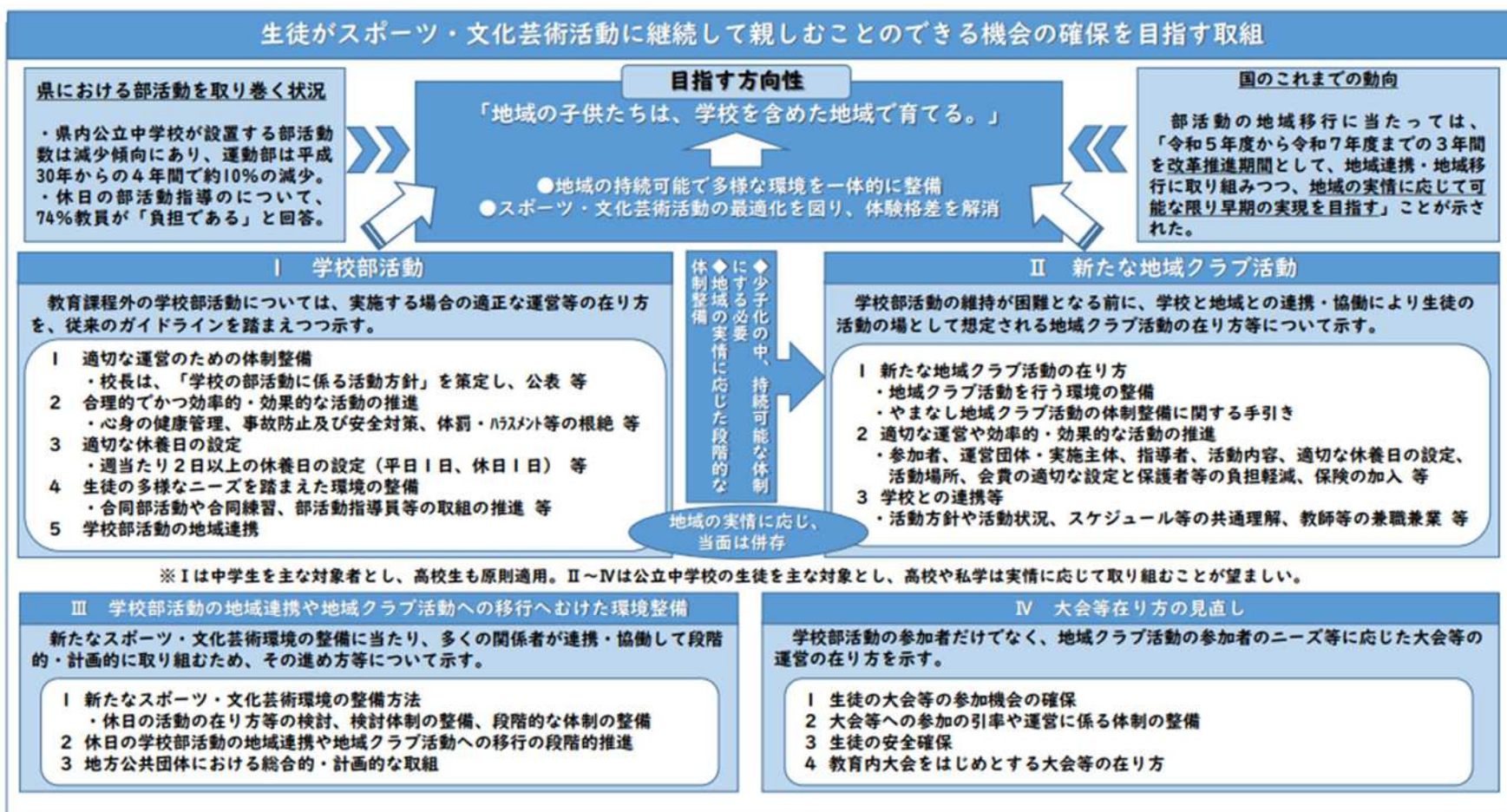
また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しい状況となっている。

(少子化の進行による影響、休日も含めた指導等を担う教師の業務負担の増大など)

生徒が生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするために、部活動の在り方について必要な見直し、改善等を図る必要がある。

【県ガイドライン】

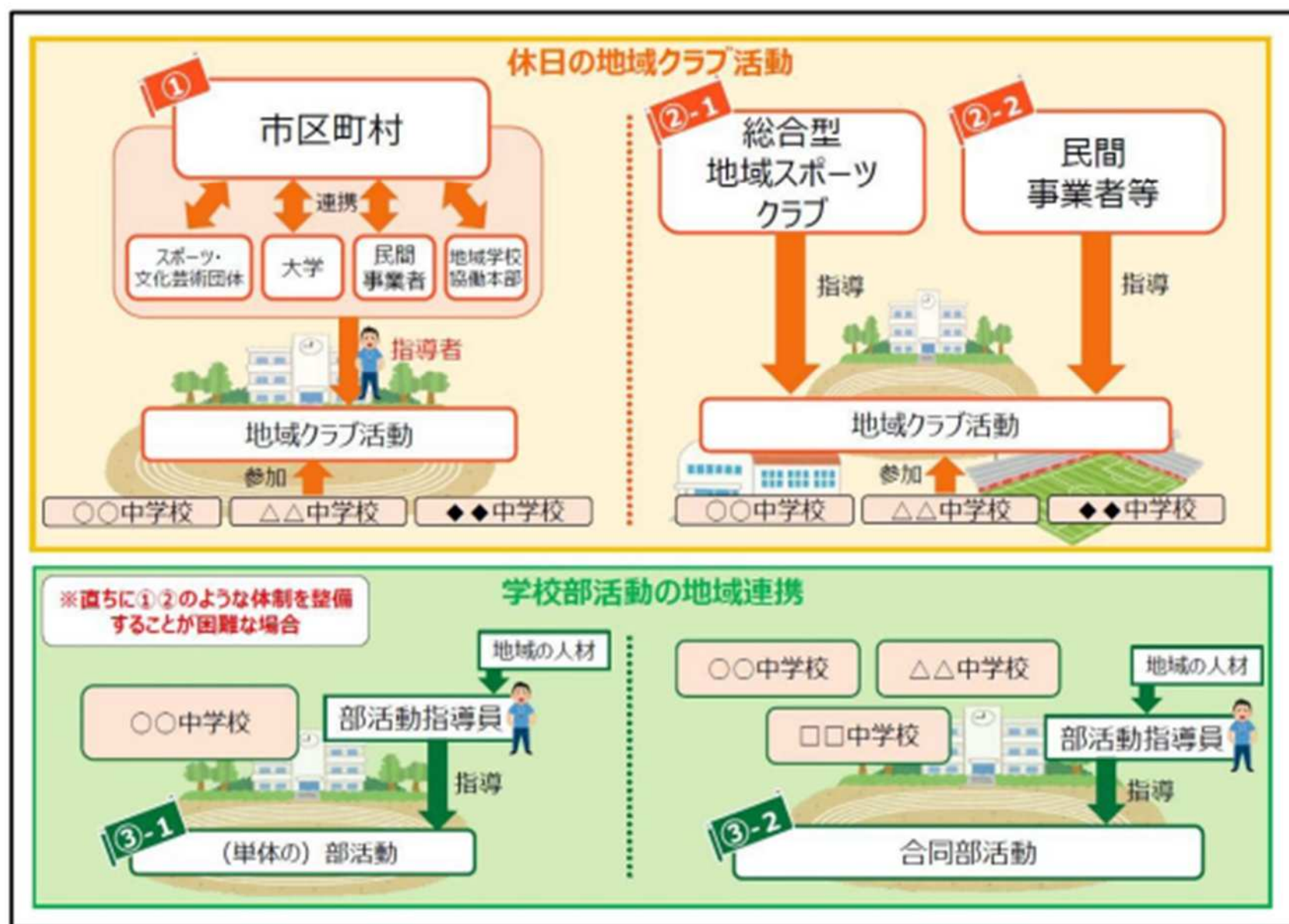
令和5年12月「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、学校が行う「学校部活動」とスポーツ団体等が行う「新たな地域クラブ活動」の2本柱を当面の間併存させ、地域の実情に応じて段階的に「新たな地域クラブ活動」への移行を推進する旨を規定



「学校部活動」と「地域クラブ活動」との区分

区分	学校部活動	地域クラブ活動
運営団体	学校	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、市民団体
関係法令等	中学校学習指導要領(学校教育法)	社会教育法
対象	自校生徒(合同チーム・拠点校も可)	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教師、部活動指導員 (学校が正式に委嘱した外部指導者)	地域スポーツ指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教師、兼職兼業の教師等
活動日	部活動方針に則った活動日	休日※平日も可能であるが、部活動方針に則った活動日となるようにする
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日 2h 程度、休日 3h 程度	左記に同じ
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	運営団体・実施主体でスポーツ安全保険等に参加 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい
責任の所在	学校(学校の管理下)	運営主体・実施主体(学校の管理下外)
参加可能な大会	中体連主催大会 その他(協会・連盟主催大会等)	中体連主催大会 学校単位以外も出場可能とする大会
指導者の報酬等	顧問:特殊業務手当 部活動指導員:設置者による報酬 外部指導者:市町村・学校の規定による報酬	運営団体・実施主体が報酬額を決定
指導者の資格	顧問:教師 部活動指導員:設置者が雇用 外部指導者:学校等の規定による	運営団体・実施主体が決定 スポーツクラブにおいては、日本スポーツ協会等の公認スポーツ指導員資格等を所持していることが望ましい

イメージ図



地域クラブ活動の体制整備に向けた動き

	国	山梨県	韮崎市
H30	●3月(スポーツ庁)、12月(文化庁) 「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定	◆3月 「やまなし運動部活動ガイドライン」策定	2月 「韮崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(ガイドライン)」策定
H31 R1	●1月(中教審答申) 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ●11月(衆議院)12月(参議院) 公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議	◆7月 「やまなし文化部活動ガイドライン」策定	4月 「韮崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(ガイドライン)」施行
R2	●9月(文部科学省) 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について		6月 「韮崎市中学校部活動指導員取扱要綱」施行
R3	●2月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業等の取扱い等について		
R4	●6月(スポーツ庁)、8月(文化庁) 「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言 ●12月(文部科学省) 「平成30年策定、運動部と文化部活動ガイドラインを統合し、総合的なガイドライン」に改定	◆運営団体組織づくり	韮崎市地域部活動制度検討調査会(4回)
R5	●学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた改革推進期間(R5～R7) ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 ・中学校における部活動指導員の配置支援 ・地域における新たなスポーツ環境の構築等	◆運営団体組織づくり ◆南アルプス市立中学校の一部競技において休日の地域部活動化 ◆市町村における地域スポーツクラブ活動の体制整備の手引きの策定 ◆山梨県地域スポーツクラブ活動推進協議会の開催 ◆地域クラブ活動への移行に向けた実証事業事業受託 ◆やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン策定 ◆スポカルやまなし(やまなし地域クラブ活動等人材バンク)開設	2月 スポーツ庁 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業事業計画提出
R6	●学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた改革推進期間(R5～R7) ・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 ・中学校における部活動指導員の配置支援 ・地域における新たなスポーツ環境の構築等	◆運営団体組織づくり ◆地域クラブ活動への移行に向けた実証事業事業受託	4月 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業実施 地域移行コーディネーター採用 5月 中学校部活動地域移行協議会設置 可能な種目から移行開始

事務局が想定するスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国 (スポーツ庁・文化庁)	地域移行に関する検討会議提言 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン策定(国ガイドライン)	休日部活動の段階的な地域移行の開始 (改革推進期間)			進捗状況を検証し、更に改革
県 (山梨県教育委員会)	運営団体組織づくり	運営団体組織づくり 南アルプス市立中学校の一部競技において休日部活動の地域移行 県内8市町による地域スポーツクラブ活動体制整備事業・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業・部活動指導員の配置支援事業 やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン策定(県ガイドライン) スポカルやまなし(やまなし地域クラブ活動等人材バンク)開設	運営団体組織づくり 全市町村の一部の中学校・競技において休日部活動の地域移行	全市町村の一部の中学校・競技において休日部活動の地域移行	全市町村の全中学校・競技において休日部活動の地域移行 進捗状況を検証し、更に改革
市 (韮崎市教育委員会)	韮崎市地域部活動制度検討調査会開催(4回)	地域クラブ活動への移行に向けた実証事業事業計画提出	地域クラブ活動への移行に向けた実証事業(モデル校韮崎東中学校) 地域移行コーディネーター採用 中学校部活動地域移行協議会開始	休日部活動の段階的な地域移行(運動部・文化部)モデル事業の検証 モデル事業の実施 実態や状況に合わせ毎年改善	休日部活動の地域移行の開始

2 韮崎市立中学校部活動の状況

(1)中学校部活動生徒・顧問数【令和6年5月16日現在】

【東中学校】

部活動	生徒数				顧問数	
	1年生	2年生	3年生	合計	主顧問	副顧問
野球	8	4	5	17	1	1
サッカー	16	4	12	32	1	1
陸上	10	22	13	45	1	1
男子ソフトテニス	5	12	11	28	1	1
女子ソフトテニス	6	8	6	20	1	1
ハンドボール男子						
バレーボール女子	6	8	3	17	1	1
男子バスケットボール	12	7	10	29	1	1
女子バスケットボール	14	10	4	28	1	1
柔道	0	0	2	2	1	1
剣道	4	6	1	11	1	1
水泳	1	1	0	2	1	1
運動部計	82	82	67	231	11	10
吹奏楽	23	16	13	52	1	1
科学部	7	3	5	15	1	1
美術	6	9	6	21	1	1
文化部計	36	28	24	88	3	2
合 計	118	110	91	319	14	12

【西中学校】

部活動	生徒数				顧問数	
	1年生	2年生	3年生	合計	主顧問	副顧問
野球	3	7	7	17	1	1
サッカー	1	0	7	8	1	1
陸上	3	11	9	23	1	1
男子ソフトテニス	0	14	3	17	1	1
女子ソフトテニス	2	7	12	21	1	1
ハンドボール男子	0	0	5	5	1	1
バレーボール女子	3	5	0	8	1	1
男子バスケットボール	1	6	6	13	1	1
女子バスケットボール	5	8	6	19	1	1
柔道						
剣道	0	2	6	8	1	1
水泳						
運動部計	18	60	61	139	10	7
吹奏楽	5	6	5	16	1	1
科学部	0	4	5	9	1	1
美術	2	8	8	18	1	1
文化部計	7	18	18	43	3	1
合 計	25	78	79	182	13	8

※顧問数は運動部・文化部の枠組みを超えた顧問の兼任は勘案していない。

(2)月当たりの正規の勤務時間が80時間を超過した教育職員の割合

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管内学校数	2	2	2
教育職員数	50	49	50
月当たりの正規の勤務時間が 80 時間を超過した教育職員の人数	21	36	27
月当たりの正規の勤務時間が 80 時間を超過した教育職員の割合	42.0%	73.5%	54.0%

参照: 韮崎市立学校における働き方改革の取組方針(ガイドライン)

3 地域移行に係る意向又はニーズの把握

(1) R5 休日部活動の地域移行に係るアンケート調査結果(R5.12 山梨県実施 一部抜粋 韮崎市版)

【調査対象】

- ・公立小学校の児童(5年生及び6年生)
- ・公立中学校の生徒(1年生)とその保護者
- ・公立小学校・中学校の教職員

I 児童・生徒 607 名 内訳 : 小学校5年生 192 名 、小学校6年生 217 名 、中学校1年生 198 名

(1)「休日部活動の地域移行」についてチラシを読む前から知っていましたか？

(単位:人)

学年	知っていた	知らなかった
小学校5年生	16	176
小学校6年生	28	189
中学校1年生	34	164
合計	78	529
(割合)	(12.9%)	(87.1%)

(2) 休日の部活動の地域移行後、休日のスポーツや文化活動に参加したいですか？

(単位:人)

学年	参加したい	時々参加したい	休日は参加しない
小学校5年生	44	88	60
小学校6年生	44	109	64
中学校1年生	49	88	61
合計	137	285	185
(割合)	(22.6%)	(47.0%)	(30.5%)

(3) (「参加したい」「時々参加したい」を選んだ人)あなたは、どちらの目的で参加したいですか？

(単位:人)

学年	競技力や技術の向上を目指す	仲間と楽しみながら
小学校5年生	45	87
小学校6年生	53	100
中学校1年生	54	83
合計	152	270
(割合)	(36.0%)	(64.0%)

(4) (「競技力や技能の向上を目指す」を選んだ人)あなたは、どのレベルの活動や指導を希望しますか？

(単位:人)

学年	全国レベルの競技力や技能の向上(プロの指導者)	県レベルの競技力や技能の向上(県内の競技団体)	市町村レベルの競技力や技能(スポーツ少年団や道場・楽団の先生)	学校や地域を中心とした部活動同様の競技力や技能の向上(希望する教員を含めた地域の指導者)
小学校5年生	15	18	7	5
小学校6年生	26	16	9	2
中学校1年生	13	23	12	6
合計	54	57	28	13
(割合)	(35.5%)	(37.5%)	(18.4%)	(8.6%)

(5) 休日の部活動が地域移行したら、休日どのような活動に参加したいと考えていますか？

(単位:人)

学年	県内や地元で開催するスポーツイベントや教室	県内や地元で開催する文化イベントや教室	県内や地元ですでにあるクラブチームや道場など	県内や地元ですでにある音楽団や芸術教室	教育委員会が準備している『地域クラブ活動』	その他
小学校5年生	27	18	45	10	27	5
小学校6年生	42	16	45	11	38	1
中学校1年生	24	13	45	15	39	1
合計	93	47	135	36	104	7
(割合)	(22.0%)	(11.1%)	(32.0%)	(8.5%)	(24.6%)	(1.7%)

(6) あなたは、スポーツや文化活動をおこなうとき、大会や発表会に出場したいですか？

(単位：人)

学年	出場したい	出場したくない
小学校5年生	96	96
小学校6年生	103	114
中学校1年生	129	69
合計	328	279
(割合)	(54.0%)	(46.0%)

(7) チラシを読み、アンケートを回答して、「休日部活動の地域移行」や「地域クラブ活動」のことがわかりましたか？

(単位：人)

学年	わかった	少しわかった	あまりわからなかった	わからなかった
小学校5年生	110	74	6	2
小学校6年生	118	88	8	3
中学校1年生	107	76	12	3
合計	335	238	26	8
(割合)	(55.2%)	(39.2%)	(4.3%)	(1.3%)

(8) (『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」に参加したい』を選んだ人)具体的にどんなスポーツ(運動部活動含む)・文化活動(文化部活動含む)に参加したいと考えていますか？※複数回答可(あてはまるもの全てえらんでください)

【スポーツ活動】

(単位：人、%)

	活動名	5 年生		6 年生		中学 1 年生		合計	
1	バドミントン	7	9.3%	14	16.1%	8	11.0%	29	12.3%
2	バスケットボール	9	12.0%	9	10.3%	10	13.7%	28	11.9%
3	ソフトテニス	2	2.7%	7	8.0%	18	24.7%	27	11.5%
4	サッカー	6	8.0%	8	9.2%	4	5.5%	18	7.7%
5	卓球	4	5.3%	6	6.9%	7	9.6%	17	7.2%
6	野球	5	6.7%	8	9.2%	3	4.1%	16	6.8%
7	陸上	6	8.0%	5	5.7%	5	6.8%	16	6.8%
8	テニス(硬式)	3	4.0%	5	5.7%	3	4.1%	11	4.7%
9	水泳	8	10.7%	1	1.1%	1	1.3%	10	4.3%
10	バレーボール	4	5.3%	1	1.1%	5	6.8%	10	4.3%
11	スケート	4	5.3%	4	4.6%	2	2.7%	10	4.3%
12	スキー	1	1.3%	6	6.9%	3	4.1%	10	4.3%
	その他	16	21.3%	13	14.9%	4	5.5%	33	14.0%
	合計	75	—	87	—	73	—	235	—

【文化活動】

(単位:人,%)

	活動名	5 年生		6 年生		中学 1 年生		合計	
1	科学	3	17.6%	13	31.0%	0	0	16	23.2%
2	パソコン	4	23.5%	10	23.8%	1	10.0%	15	21.7%
3	吹奏楽	3	17.6%	6	14.3%	3	30.0%	12	17.4%
4	茶道	2	11.8%	4	9.5%	1	10.0%	7	10.1%
5	美術	3	17.6%	1	2.4%	2	20.0%	6	8.7%
6	合唱	0	0	5	11.9%	1	10.0%	6	8.7%
7	演劇	1	5.9%	3	7.1%	2	20.0%	6	8.7%
8	書道	1	5.9%	0	0	0	0	1	1.4%
	合計	17	—	42	—	10	—	69	—

Ⅱ 保護者 280 名 内訳 : 小学校5年生 78 名 、小学校6年生 100 名 、中学校1年生 102 名

(1) 公立中学校の休日の部活動が令和5年度以降、段階的に地域移行することを知っていましたか？

(単位:人)

学年	知っていた	知らなかった
小学校5年生	33	45
小学校6年生	70	30
中学校1年生	77	25
合計	180	100
(割合)	(64.3%)	(35.7%)

(2) お子さまが休日のスポーツ・文化活動に参加する場合、1 回(3時間程度)の参加費はどの程度が適当だと考えますか？

(単位:人)

学年	500 円未満	500 円～ 1000 円未満	1000円以上
小学校5年生	50	25	3
小学校6年生	51	46	3
中学校1年生	60	34	8
合計	161	105	14
(割合)	(57.5%)	(37.5%)	(5.0%)

(3) あなたは、休日の部活動の地域移行後、お子さまには休日どのように参加させたいと考えていますか？

(単位:人)

学年	県内や地元で開催 するスポーツイベ ントや教室	県内や地元で開催 する文化イベント や教室	県内や地元ですで にあるクラブチー ムや道場など	県内や地元ですで にある音楽団や芸 術教室	教育委員会が準 備している『地域 クラブ活動	休日は参加させな い	その他
小学校5年生	7	3	17	7	21	14	9
小学校6年生	8	6	23	2	39	18	4
中学校1年生	2	8	24	4	49	9	6
合計	17	17	64	13	109	41	19
(割合)	(6.1%)	(6.1%)	(22.9%)	(4.6%)	(38.9%)	(14.6%)	(6.8%)

(4)『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」に参加させたい』を選んだ理由は何ですか？

(単位:人)

項目	小学5年生	小学6年生	中学1年生	合計	割合
中学校の部活動に似ている活動ができそうだから	13	25	42	80	39.2
色々な仲間と活動できそうだから	9	19	18	46	22.5
専門的な指導が受けられそうだから	7	14	21	42	20.6
子どものやりたい新しい活動にチャレンジできそうだから	8	12	4	24	11.8
1つだけでなく複数の活動に参加できそうだから	3	2	6	11	5.4
その他	1	0	0	1	0.5
合計	41	72	91	204	—

(5)お子さまが休日、『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に参加する場合、活動場所までの移動手段としてどれが望ましいと考えますか？

(単位:人)

学年	公共交通機関	自転車	徒歩	保護者送迎	その他
小学校5年生	3	12	4	2	0
小学校6年生	1	25	11	2	0
中学校1年生	4	27	5	12	1
合計	8	64	20	16	1
(割合)	(7.3%)	(58.7%)	(18.3%)	(14.7%)	(0.9%)

(6) (回答した移動手段について)移動時間はどの程度が適当だと考えますか？

(単位:人)

学年	10分未満	20分未満	30分未満	40分未満	50分未満	60分未満	その他
小学校5年生	1	6	12	0	1	1	0
小学校6年生	6	19	13	1	0	0	0
中学校1年生	7	18	22	1	0	0	1
合計	14	43	47	2	1	1	1
(割合)	(12.8%)	(39.4%)	(43.1%)	(1.8%)	(0.9%)	(0.9%)	(0.9%)

(7)『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に対して、心配することはありますか？※複数回答可

(単位:人)

項目	小学5年生	小学6年生	中学1年生	合計	(割合)
指導者の人柄や指導の仕方	13	27	32	72	(20.7%)
活動場所までの送迎の負担	17	20	24	61	(17.6%)
会費などの費用面の負担	11	18	22	51	(14.7%)
指導者との人間関係	9	14	19	42	(12.1%)
活動時間(長い・短い)や活動日数(多い・少ない)	4	16	14	34	(9.8%)
ケガやトラブルへの対応や補償	7	12	11	30	(8.6%)
他校の生徒等との人間関係	6	10	11	27	(7.8%)
大会や発表会への参加体制	4	10	10	24	(6.9%)
その他	2	0	4	6	(1.7%)
合計	73	127	147	347	—

(8)『休日は参加させない』を選んだ理由は何ですか？※複数回答可

(単位:人)

項目	小学5年生	小学6年生	中学1年生	合計	(割合)
保護者に負担がかかる	11	19	7	37	(30.1%)
習い事などで忙しい	7	6	10	23	(18.7%)
子どもが興味をもたない	5	8	4	17	(13.8%)
やらせたい活動がない	5	4	1	10	(8.1%)
人間関係が心配	2	4	1	7	(5.7%)
安全面に不安	4	2	0	6	(4.9%)
身体的な理由	2	2	2	6	(4.9%)
その他	7	4	6	17	(13.8%)
合計	43	49	31	123	—

(9)あなたは、お子さまがスポーツや文化活動をおこなうとき、大会や発表会に出場させたいですか？

(単位:人)

学年	出場させたい	出場させたくない
小学校5年生	71	7
小学校6年生	88	12
中学校1年生	96	6
合計	255	25
(割合)	(91.1%)	(8.9%)

(10)現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、1年間に県大会【春・夏・秋】3回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】3回の合計最大6大会が行われています。あなたは、1年間6大会の回数についてどう考えますか？

(単位:人)

学年	とても多い	多い	今のままでよい	少ない	とても少ない
小学校5年生	6	21	47	4	0
小学校6年生	6	32	61	1	0
中学校1年生	5	14	78	4	1
合計	17	67	186	9	1
(割合)	(6.1%)	(23.9%)	(66.4%)	(3.2%)	(0.4%)

(11)チラシの熟読及びアンケート回答を通じて、「休日部活動の地域移行」や「地域クラブ活動」について、理解が深まりましたか？

(単位:人)

学年	深まった	少し深まった	あまり深まらなかった	深まらなかった
小学校5年生	13	51	10	4
小学校6年生	26	55	16	3
中学校1年生	21	72	8	1
合計	60	178	34	8
(割合)	(21.4%)	(63.6%)	(12.1%)	(2.9%)

Ⅲ 教師 22名 内訳：東中12名 西中10名

(1)あなたは、今までスポーツ・文化活動を経験(指導含む)してきましたか？

(単位:人)

学校	スポーツ活動	文化活動	スポーツ・文化両方
東中学校	7	1	2
西中学校	5	1	6
合計	12	2	8
(割合)	(54.5%)	(9.1%)	(36.4%)

(2)具体的にどんなスポーツ・文化活動を経験(指導含む)してきましたか？※複数回答可

(単位:人)

運動部	東中学校	西中学校	合計	文化部	東中学校	西中学校	合計
バスケットボール	5	7	12	吹奏楽	1	2	3
バレーボール	3	5	8	科学	1	1	2
サッカー	4	3	7	茶道		1	1
野球	4	3	7	書道	1		1
陸上	2	4	6	美術		1	1
ソフトテニス	4	2	6	英語		1	1
水泳	1	2	3	合計	3	6	9
スキー	1	1	2				
スケート	1	1	2				
卓球	2		2				
弓道	2		2				
ハンドボール		2	2				
ラグビー		2	2				
新体操	1		1				
ソフトボール		1	1				
バドミントン		1	1				
柔道	1		1				
アルティメット		1	1				
合計	31	35	66				

(3)選択した活動について、専門的な技術指導ができますか？

(単位:人)

学校	できる	少しできる	あまりできない	できない	その他
東中学校	5	3	1		1
西中学校	4	4	3	1	
合計	9	7	4	1	1
(割合)	(40.9%)	(31.8%)	(18.2%)	(4.5%)	(4.5%)

(4)あなたは、公立中学校の休日の部活動が令和5年度以降、段階的に地域移行することを知っていましたか？

(単位:人)

学校	知っていた	知らなかった
東中学校	10	0
西中学校	12	0
合計	22	0
(割合)	(100%)	(0)

(5)あなたは、教育委員会が準備を進めている、休日の『地域クラブ活動』指導者の兼職兼業への意向はありますか？

(単位:人)

学校	申請したい	どちらとも言えない	申請しない
東中学校	1(種目:バレーボール、時給 1501 円～2000 円)	4	5
西中学校	1(種目バスケットボール、時給 3001 円～3500 円)	2	9
合計	2	6	14
(割合)	(9.1%)	(27.2%)	(63.6%)

(6)「兼職兼業を申請しない」と回答した方の理由について ※複数回答可

(単位:人)

項目	東中学校	西中学校	合計	(割合)
多忙になるから	5	7	12	(37.5%)
スキル面で指導に不安があるから	1	7	8	(25.0%)
保護者や児童・生徒対応に不安があるから	1	3	4	(12.5%)
相当する報酬が望めないから	2	2	4	(12.5%)
安全面の指導に不安があるから		2	2	(6.3%)
その他		2	2	(6.3%)
合計	9	23	32	—

(7)あなたは、休日(地域の活動)のスポーツ・文化活動指導者の報酬(時給)は、どのくらいが妥当だと考えますか？

(単位:人)

学校	1001円～1500円	1501円～2000円	2001円～2500円	2501円～3000円	3001円～3500円	3501円以上
東中学校	1			1	2	1
西中学校	2	2	1	3		1
合計	3	2	1	4	2	2
(割合)	(21.4%)	(14.3%)	(7.1%)	(28.6%)	(14.3%)	(14.3%)

(8)あなたは、前問で回答した休日(地域の活動)のスポーツ・文化活動指導者の報酬(時給)であれば兼職兼業の申請をしますか？

(単位:人)

学校	申請してもよい	どちらとも言えない	申請しない
東中学校	1(種目:野球)	3	4
西中学校	1(種目:吹奏楽)	1	2
合計	2	4	6
(割合)	(16.6%)	(33.3%)	(50.0%)

(9)教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の良さ(メリット)はどんなことだと考えますか？ ※複数回答可

(単位:人)

項目	東中学校	西中学校	合計	(割合)
子供の選択の幅が広がる	5	8	13	(29.5%)
子供達が専門的な技術指導をもらえる	8	5	13	(29.5%)
教員の多忙化が解消される	4	7	11	(25.0%)
近隣の学校と一緒に活動ができるようになる	3	3	6	(13.6%)
その他	1	0	1	(2.3%)
合計	21	23	44	—

(10)教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の課題(デメリット)はどんなことだと考えますか？ ※複数回答可

(単位:人)

項目	東中学校	西中学校	合計	(割合)
大会運営	5	10	15	(18.8%)
学校と地域との連携	8	7	15	(18.8%)
金銭面の負担	6	6	12	(15.0%)
指導者の確保	9	1	10	(12.5%)
安全面や事故発生時の責任の所在	4	5	9	(11.3%)
保護者との連携	4	5	9	(11.3%)
行き過ぎた指導	2	5	7	(8.8%)
合同チーム編成	1	1	2	(2.5%)
地域間格差	1	0	1	(1.3%)
合計	40	40	80	—

(11)現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、1年間に県大会【春・夏・秋】3回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】3回の合計最大6大会が行われています。あなたは、1年間6大会の回数についてどう考えますか？

(単位:人)

学校	多い	いまままでよい	少ない
東中学校	3	7	0
西中学校	7	5	0
合計	10	12	0
(割合)	(45.5%)	(54.5%)	(0)

(12)チラシの熟読及びアンケート回答を通じて、「休日部活動の地域移行」や「地域クラブ活動」について、理解が深まりましたか？

(単位:人)

学校	深まった	少し深まった	あまり深まらなかった	深まらなかった
東中学校	5	5	0	0
西中学校	4	6	2	0
合計	9	11	2	0
(割合)	(40.9%)	(50.0%)	(9.1%)	(0)

【児童・生徒】

休日スポーツ活動、文化活動への参加については、いずれも学年においても「ときどき参加したい」、「休日は参加しない」など、参加に対しては比較的消極的な傾向である。また、活動目的も競技力の向上より、仲間と楽しみなら活動することを優先に考える生徒の割合が多い。

【保護者】

休日の地域クラブ活動へは参加させたいと思う保護者の割合は多いが、教育委員会が準備している「地域クラブ活動」への生徒の参加に当たっては、指導者の人柄や指導方法、送迎の負担、会費等の費用面での負担を心配する意見が多い。

【教師】

休日の地域クラブ活動の指導者として兼職兼業の申請を希望する教師は20名中2名、申請を希望しない教師は14名であり、希望しない理由としては多忙が主な理由で、次いでスキル面での不安となっている。
地域クラブ活動のメリットとしては、子どもの選択の幅が広がることや、教員の多忙化が解消されるなどの意見がある一方、デメリットとしては、教師が担っていた大会運営、金銭的負担の発生等が挙げられる。

(2) 韮崎市地域部活動制度検討調査会における意見

- 兼職兼業の件であるが、教員の中でも部活動指導を生きがいに行っている人がいる。
指導を望んでいる教員を切ると担い手が減ることになるのではないか。
- 競技レベルの違いをどのように扱うか。全国行きたい子もいれば楽しみたい子もいる。
レベル分けした中で、一つの種目で複数の活動が生まれる。
- 子どもが地域クラブ活動を選ぶ際に、募集要項(大会を目指す基準)などがあっても良いかもしれない。
- 活動場所が学校現場だと学校のチームになってしまう。
- 教員と指導者のどちらが主導権を握るのか。
- 中体連の大会運営について、教員だからスムーズな運営ができているが、今後地域クラブも運営をやってくれるのか。
- 指導者の謝金であるが、近隣の市町村でバラつきがあると、金額が高い方の市町村へ指導者が流れる。
- 韮崎市は兼業兼職について緩やかに運用したとしても、他市は厳格にする場合もあり得る。
他市に異動したとしても、韮崎市で継続して指導することができないことも考えられる。
- 保護者としては教員が責任をもって部活動指導に当たってくれているため、安心感があり、子どもを部活動に行かせられる。
もし教員以外の指導者とトラブルがあった場合はどうなるのか。その際に対応してくれる人がいるのか心配である。
- 思春期の生徒を指導するのでトラブルを防ぐ必要がある。
- 責任感を持った指導者が必要であり、質の確保が重要である。
- 部活動の教員負担という面が強調されているが、部活動の良さというものが教員や生徒にもあった。
- 土日勤務や部活動終了後に事務的な仕事をしなければならないなど負担も多い。
部活動顧問の負担により、家庭を犠牲にしてきたと思っている教員もいる。
- 地域クラブ活動に移行した場合、「生徒」ではなく「地域の子ども」と表現しないと学校に責任が行き着いてしまう。
- 平日の場合は、部活動の時間を4時なら4時で切って、残りは地域クラブ活動とすべき。
教員としての立場ではなく、指導者として関わっていく必要がある。

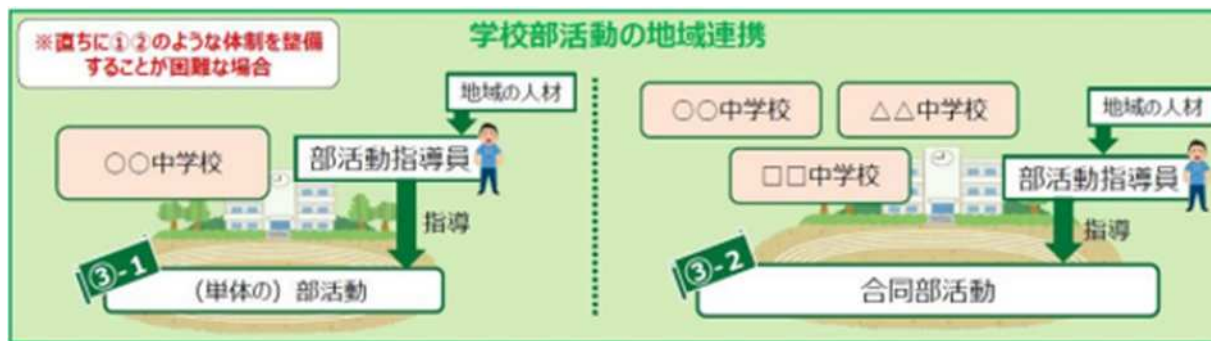
4 韮崎市の段階的な地域移行の方向性について

(1) 基本的方針

まずは、教育委員会が中心となり、学校部活動の教育的な意義を継承・発展を意識しつつ、段階的な部活動の地域クラブ移行と体制整備を推進する。

韮崎東中学校をモデル校とし休日の運動部活動から地域クラブ移行を推進する。その後、可能な限り早期に文化部活動の地域移行の実現を目指す。

地域の人材や兼職兼業を希望した教職員を「指導者」として指定し、「学校部活動の地域連携」の形から移行を開始する。部員構成や要望に応じて、韮崎西中学校との合同部活動の実施も検討する。



地域での活動が可能な種目・活動から順次地域移行を開始する。

(2)令和6年度 韮崎市の休日の地域クラブ移行に関する取り組み

国の地域スポーツクラブ体制整備事業(運動部活動の地域移行等に向けた実証事業)補助率 10/10 を活用し、**休日**の部活動の地域移行に向け、以下の項目について取り組むための予算を確保

【体制整備】

○スポーツ・文化振興担当部署、学校担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備

【韮崎市立中学校部活動地域移行協議会】

中学校 PTA 代表、中学校代表、スポーツ協会代表、スポーツ少年団代表、文化協会代表、総合型地域スポーツクラブ代表等

○各学校との連携と部活動の状況把握、移行への調整等を行うコーディネーターを配置

元韮崎東中学校校長 藤巻 昭彦

【指導者の確保】

○休日の部活動における地域移行のための外部指導者の投入

- ・外部指導者への謝金(スポーツ振興担当) 専門的指導 1,600 円/h 見守り指導 1,000 円/h
- ・部活動指導員への謝金(学校教育担当)

【地域移行のためのリスクマネジメント】

○指導者・生徒のスポーツ安全保険への加入(怪我の補償・個人賠償責任含む)

○SNS・LINE 等による私的なやり取りに伴うトラブルの防止のため、メッセージングアプリを導入

○学校部活動の教育的な意義を継承するための指導者研修の実施(オンデマンド動画による指導者向け研修アプリの導入)

【その他必要事項】

- 例規整備
 - 【協議会】 韮崎市中学校部活動地域移行協議会設置要綱
 - 【学校職員の兼職・兼業】 市立小、中学校処務規程の一部改正
- 計画・方針策定 韮崎市新たな地域クラブ活動方針の策定
市が設置する学校に係る部活動の方針の改訂

○教師の時間外労働時間の管理

(3) 13市の部活動地域移行に伴う費用負担等の状況について(令和6年2月現在)

市	指導者報酬	指導者の費用負担	協議会等設置などの進捗状況	コーディネーター 予算
甲府市	1,600 円/h	市	R5.1 地域移行に係る検討委員会を設置(3 回開催)	○
富士吉田市	未定	検討中	令和 4 年度に検討会を設置 令和 6 年 2 月 6 日に検討会実施	×
都留市	未定	未定	R5.6 都留市地域クラブ活動推進協議会を設置。(3 回開催) 来年度から市内中学校の一部の休日部活動を地域クラブ活動に移行する予定	○
山梨市	現状 個人 1,500 円/h、 地域クラブ(団体) 10,000 円/回	現時点で市	令和 5 年度に連絡協議会を設立	○
大月市	未定	検討中	検討委員会を設置済。 R6 年度中に協議会に移行予定	×
韮崎市	専門的指導 1,600 円/h 見守り指導 1,000 円/h	現時点で市	R6.5 協議会設置	○
南アルプス市	未定	R5 年度について は、指導者派遣等 は未実施	令和 5 年 9 月協議会を設置(2回開催)	○
北杜市	未定	未定	R5.10 中学校部活動地域移行検討委員会設置(2回開催)	×
甲斐市	1,600 円/h	市、補助金(部活動 指導員)	R5.4 協議会設置(5回開催) R5.12~2 月モデル事業の実施(2種目)	×
笛吹市	未定	検討中	R6.1.11 検討委員会設置(2回開催)R6 年度中に協議会への 移行予定	×
上野原市	1,241 円/h	市	R5.8 部活動地域移行検討委員会設置(2回開催)	×
甲州市	未定	保護者	R5.7.3 運動部活動地域移行推進委員会設置(3回実施)	○
中央市	未定	検討中	R4.9 市立中学校の部活動地域移行在り方検討会設置	×

※参考 山梨県部活動指導員任用事業実施要領 1時間当たりの単価上限は 1,600 円

※協議会等の開催回数は令和6年2月・3月開催見込分を含む

5 部活動地域移行協議会の設置について

(1)設置根拠

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)Ⅲ-1-(2)

(2)検討体制

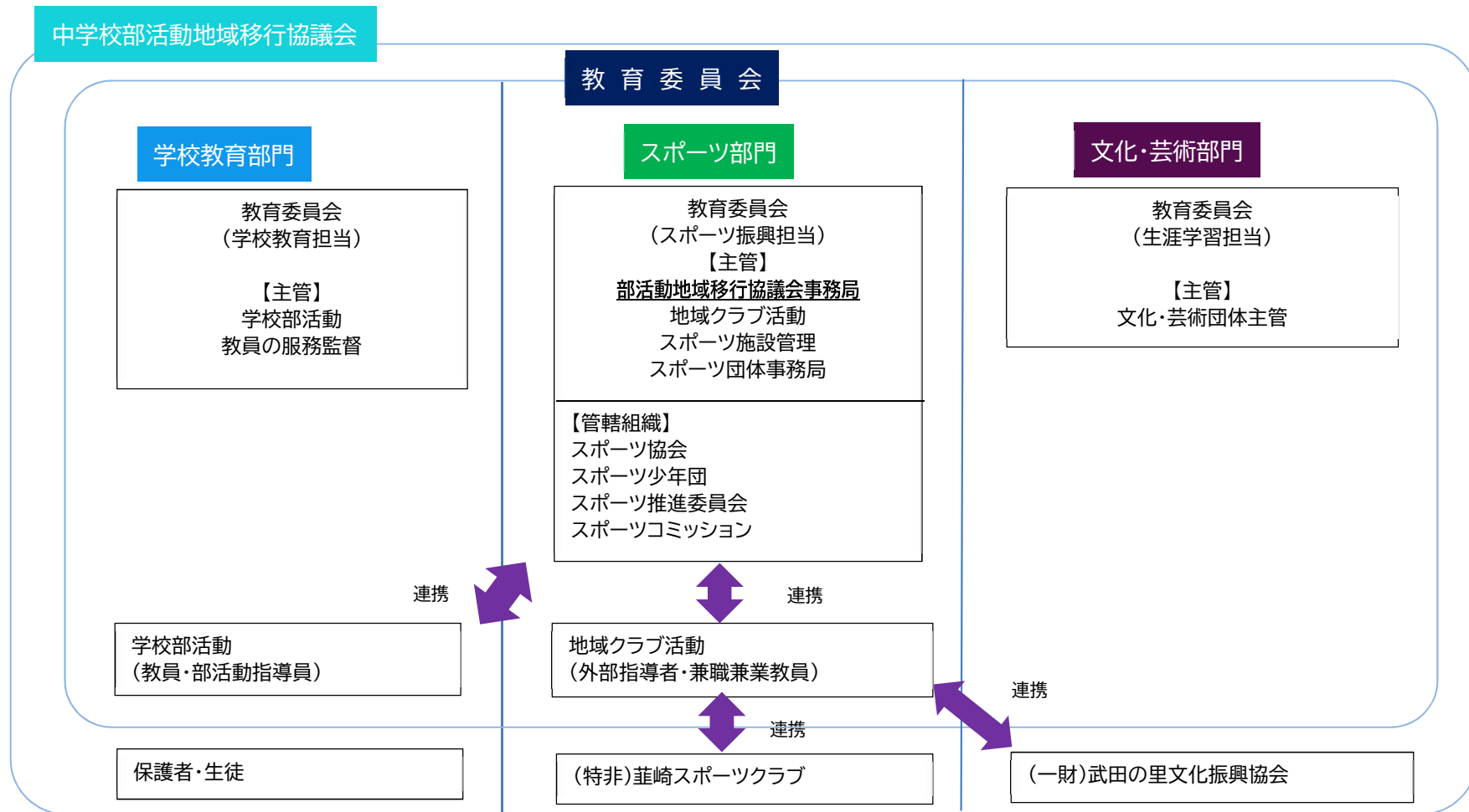
ア 都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

(2)協議会における検討事項

- ・地域クラブ活動の体制整備
- ・地域クラブ活動運営方針の決定
- ・施設利用の効率的運営等を検討し、利用ルール等を策定
- ・地域クラブ活動への移行に向けた課題と対応

課 題	
活動の受け皿に関する事	・受け皿となる団体について ・多様な団体が連携・協力できる体制づくり ・部活動の意義の継承 ・事故等への対応力やガバナンスの確保
指導者に関する事	・指導者の確保 ・指導者の育成・質の確保 ・兼職兼業を希望する教職員の活用
保護者・生徒に関する事	・子どもたちのニーズの把握 ・受益者負担の決定 ・経済困窮家庭への対応 ・移動に係る送迎等
学校に関する事	・学校の地域クラブ活動への関わり ・学校部活動と休日の地域クラブ活動との連携 ・学校施設の貸出し・管理について ・主に学校部活動が担ってきた教育の補填(生徒指導・集団や組織としての考え方)
その他全般に関する事	・関係団体間の連絡調整等の体制整備 ・持続可能な運営を行うための財源確保 ・地域クラブ活動を実施する施設、用具等の確保、管理 ・活動に趣旨に沿った大会の在り方の検討 ・トラブルや事故への対応 ・中学生期に相応しい適正な活動の実施

(3) 推進体制図



(学校教育担当)

教員の服務監督機関として兼職兼業の申請・許可を管轄
 学校内活動として教員又は部活動指導員が担う学校部活動を管轄

(スポーツ振興担当)

学校外活動として外部指導者や兼職兼業教員などが担う地域クラブ活動を管轄
 中学校部活動地域移行協議会事務局(コーディネーター所属)

(4) 韮崎市立中学校部活動地域移行協議会設置要綱

韮崎市立中学校部活動地域移行協議会設置要綱

(設置)

第1条 学校と地域が協働・融合し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方改革に伴う負担軽減を図る観点から、部活動の地域移行を推進するため、韮崎市立中学校部活動地域移行協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 休日を含む部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動の運営方法等に関すること。
- (3) 児童、生徒及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立中学校PTAの代表
- (2) 市立中学校長の代表
- (3) 市立中学校の運動部顧問の代表
- (4) 市立中学校の文化部顧問の代表
- (5) 韮崎市スポーツ協会の代表
- (6) 韮崎市スポーツ少年団の代表
- (7) 一般財団法人武田の里文化振興協会の代表
- (8) 総合型地域スポーツクラブの代表
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を検討するため、協議会に専門部会(以下この条において「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成し、部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会長は、部会における検討の経過及びその結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

(5) 韮崎市立中学校部活動地域移行協議会委員名簿

区 分		所 属	役 職
委員	市立中学校PTAの代表	韮崎東中学校	PTA 会長
	市立中学校長の代表	韮崎東中学校	校長
		韮崎西中学校	校長
	市立中学校運動部顧問の代表	韮崎東中学校	部顧問
		韮崎西中学校	部顧問
	市立中学校文化部顧問の代表	韮崎東中学校	部顧問
		韮崎西中学校	部顧問
	市スポーツ協会の代表	韮崎市スポーツ協会	会長
	市スポーツ少年団の代表	韮崎市スポーツ少年団	本部長
事務局	市文化協会の代表	武田の里文化振興協会	事務局員
	総合型地域スポーツクラブの代表	NPO 法人韮崎スポーツクラブ	クラブマネージャー
		教育委員会	教育長
		教育委員会教育課	課長
		教育委員会教育課スポーツ振興担当	リーダー
		教育委員会教育課学校教育担当	指導主事
		教育委員会教育課学校教育担当	リーダー
		教育委員会教育課生涯学習担当	リーダー
		教育委員会教育課スポーツ振興担当	主査
		教育委員会教育課スポーツ振興担当	コーディネーター

(6) 韮崎市立中学校部活動地域移行協議会活動予定

時 期	活 動 予 定
4月	・運動部活動の地域移行等に向けた実証事業開始 ・地域移行コーディネーター採用 ・市スポーツ協会へのやまなし地域クラブ活動等人材バンク(スポカルやまなし)の説明・登録依頼 ・東西中学校校長への令和6年度推進方針の説明
5月	・東中学校(モデル校)における全部活動顧問へのヒアリング(兼職兼業意向等) ・韮崎市立中学校部活動地域移行協議会設置要綱公布 ・第1回協議会開催 (地域クラブ活動方針の策定、市が設置する学校に係る部活動の方針の改訂) ・スポーツ推進委員会、スポーツ少年団へのやまなし地域クラブ活動等人材バンク(スポカルやまなし)の説明・登録依頼
6月	・やまなし地域クラブ活動等人材バンク(スポカルやまなし)への指導者募集開始 ・指導者人材の確保 ・学校施設の利用調整、予約、施設管理等のルール等策定
7月	・部活動アプリ導入業者説明(教職員等)
8月	・第2回協議会開催 ・韮崎市立小、中学校職員規程の一部改正(教職員の兼職・兼業可能)
9月	・指導者の委嘱(兼職兼業)、指導者研修
10月	・地域クラブ活動移行開始
11月	・第3回協議会開催 ・地域移行可能な種目から随時移行
12月	・地域移行可能な種目から随時移行
1月	・地域移行可能な種目から随時移行
2月	・第4回協議会開催 ・地域移行可能な種目から随時移行 ・課題の整理や解決策の立案、進捗管理
3月	業務完了報告書・成果報告書の作成・全部活動顧問へのヒアリング

6 韮崎市新たな地域クラブ活動方針について

韮崎市新たな地域クラブ活動方針(案)

令和6年5月23日
韮崎市教育委員会
韮崎市

1 基本方針

(1)はじめに

本指針は、休日の「学校部活動」が地域に移行した「地域クラブ活動」を対象としている。

休日の部活動の地域移行については、国が令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けたことを受け、韮崎市においても、市内における地域の実情等を踏まえ、可能な限り早期の地域移行の実現を目指し、3年間で休日の部活動の地域移行の完了を目指すとともに、地域クラブ活動が将来にわたり、持続可能な運営を行うことで中学生が地域でスポーツ・文化芸術に親しむことのできる環境の充実に取り組む。

本指針は、やまなし学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和5年12月)を基にし、韮崎市における地域クラブ活動の指導、運営や管理等に係る共通理解事項等についてまとめた。

(2)韮崎市における「休日の部活動の地域移行」

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)及び文化部活動の地域移行に関する検討会提言(令和4年8月9日)には、以下のように示されている。

休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられる。地域移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

また地域移行完了時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末までを改革推進期間として、段階的な地域移行を進めながら、令和8年度以降の持続的に取り組むことが可能な体制を整備する。

(3)韮崎市が目指す姿

将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。そのために、学校だけで実施していた活動を、学校と地域が一体となった活動に変えていく。ただし、学校部活動の教育的意義や役割については地域単位の活動においても継承・発展させる必要があるため、学校と連携しながら学校部活動から地域クラブ活動として行うことができるようにする。

改革推進期間である令和5年度から7年度までの3年間は、全ての休日部活動を学校部活動から地域クラブ活動へと移行を進めることを目標とする。

韮崎市では、令和6年度から首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる韮崎市立中学校部活動地域移行協議会(以下、「協議会」という。)を設置し、関係機関と連携して休日の学校部活動を地域クラブ活動に移行していく。

地域での活動が可能な種目・活動から順次地域移行を開始し、令和7年度までは中学生が平日と休日の活動が連携できるよう、学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形で取り組むものとし、令和8年度からの休日の学校部活動を廃止し、地域クラブ活動の完全実施を目指すものとする。

2 地域クラブ活動について

(1)適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

○新たな地域クラブ活動への参加者については、希望する全ての生徒を想定する。

○地域クラブ活動を統括する運営団体・実施主体は、教育委員会とするが、将来的に地域のスポーツ団体、文化協会等が市町村や関係団体等と連携し、生徒を受け入れることができる新たな地域クラブ活動の運営団体の担い手となれるよう体制整備に取り組む。

【将来的な運営団体・実施主体】

地域スポーツコミッション、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、民間事業者、文化芸術団体等に加え、多様なものを想定する。

○協議会において、今後の部活動の在り方に関する事項、部活動の適正な運営の推進に関する事項等について、協議を行いながら、学校や地域の実態に応じた休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校部活動顧問教員が策定する年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)に基づき、地域クラブ活動の年間の活用計画及び毎月の活動計画を可能な範囲で策定し、公表する。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。(事故:地域クラブ活動の実施主体、トラブル:地域クラブの実施主体・学校)

(2)指導者の確保

○指導者の確保について、生徒にとってふさわしい地域スポーツ・文化芸術環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に努める。

【想定される地域クラブ活動の指導者】

スポーツ・文化芸術団体の指導者
部活動指導員となっている人材
退職教師
教師等の兼職兼業
企業関係者
公認スポーツ指導者(日本スポーツ協会公認指導者等)
スポーツ推進委員
スポーツ指導者協議会会員(日本スポーツ協会公認指導者)
競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等

○地域クラブ活動での指導を希望する教員等は、兼職兼業許可により指導者になることができる。(小学校の教員等で指導を希望する者も同様)

兼職兼業の際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも事前確認する。

(3)適切な指導の実施

○地域クラブ活動指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体・実施主体が定める運営方針に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須条件とされている。このため、学校部活動に代わって行われる地域クラブ活動の指導者としての必要な知識を習得するため、教育委員会が行う地域クラブ活動指導者研修を受講するものとする。

○地域クラブ活動指導者は、学校部活動の意義や目的を理解したうえで、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指す。また、指導にあたっては、運動部活動用指導手引(スポーツ庁ホームページ)を活用するものとする。

○地域クラブ活動指導者は、生徒及び保護者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行うこととする。また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導にあたる。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の健康面への配慮、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を徹底することとし、地域クラブ活動が適切に行われるよう指導者の管理監督を行うものとする。

指導者は以下のことに留意する。

法令等に基づき公正中立の立場で指導することが厳しく求められる。体罰やセクシャルハラスメントなどの違法行為は許されるものではない。以下のような点について留意する必要がある。

- 社会教育の一翼を担っているという自覚をもつこと。
- クラブ員の健康観察や体調管理を行い、安全に留意し活動を行うこと。
- その場の感情に流されることなく、冷静な判断の下、指導にあたること。
- 体罰や恫喝・暴言、威圧は絶対にしないこと。
- 選手選考などをたてにした指導をしないこと。
- 一部の保護者やクラブ員の意見で動かず、広い見地に立ち行動すること。
- クラブ員の個人情報の保護に配慮すること。
- 常に地域クラブと報告・連絡・相談を行うこと。

○生徒が安心して地域クラブ活動に参加できる環境を構築するため、地域クラブ活動指導者は、教育委員会が指定した方法でのみ生徒や保護者に対する連絡を可能とする。

※安心メール又はアプリ

○教育委員会は、地域クラブ活動において不適切な指導が行われたものと認める場合は、必要な指導又は是正措置を講じるとともに、協議会に諮り、再発防止に努めるものとする。

○体罰等を行った場合、当該地域クラブ活動の指導を中止するとともに、教育委員会の指導の下、厳正に対処する。また、教育委員会又は地域クラブ活動運営団体長による委嘱を解き、地域クラブ活動への指導に当たさせない。

(4)活動

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下、「国のガイドライン」という。)及びやまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)に基づき活動を行うものとする。

○休日における学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進するため、土曜日・日曜日(以下「週休日」という。)のいずれか1日を活動日とする。

○原則として週休日は少なくとも1日を休養日として設定するとともに、シーズン期(教育内大会 4 週間前の週休日)に両日活動する場合には、学校部活動との組み合わせにより実施し、又は休養日を他の休日に振り替えることにより生徒の適切な休養を確保するものとする。

○週休日における 1 日の活動時間の目安は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うものとする。

○運動部が参加する大会・試合(校外における練習試合を含む。)又は文化部が参加するコンクール等は、改革推進期間(令和 5 年度から令和 7 年度までをいう。以下同じ。)においては、いずれも学校部活動として参加するものとする。

(5)活動場所

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共の施設だけでなく、学校部活動で使用していた学校施設を活用するものとし、学校施設の円滑な利用を推進するため、地域クラブ活動の利用ルール等を策定するものとする。

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校施設その他の公共施設を利用する場合、学校部活動顧問が策定する活動計画に基づき、以下の条例等に基づき許可を得なければならない。

ただし、改革推進期間において学校施設において地域クラブ活動を行う場合は、従来の学校部活動と同様、学校が調整を行うものとする。

○地域クラブ活動の活動場所までの生徒の移動は、保護者の送迎、自転車、公共交通機関を利用するものとする。

(6)会費の徴収

○これまでの学校部活動については、学校教育の一環として無償で提供されていたことから、受益者負担の考え方について、保護者に十分な説明により理解を得る必要がある。

○運営団体・実施主体は、負担に応じたサービスの提供が求められることから、活動内容に見合った金額を設定し、定期的に費用負担のバランスの検証を行うものとする。

【運営費用】

指導者報酬 保険料(指導者・参加者) 会場使用料 消耗品代(ボール等の供用用具)等

○運営団体・実施主体は、保護者から会費の徴収を行い、地域クラブ活動の運営費用に充てるものとする。ただし、教育委員会が運営団体・実施主体となる場合の徴収方法は、各中学校が徴収し、教育委員会が指定する方法により納付するものとする。

○教育委員会は、経済的に困窮する世帯の参加費用負担を軽減するなどの財政支援を検討し、実施する。

(7)保険の加入

○地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するものとする。

※地域クラブ活動は学校管理下外の活動であるため独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外

(8)学校との連携等

○地域クラブ活動の実施に際し、学校は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と協議の場を設けるとともに、活動方針、活動内容、学校施設の使用や、活動のルール等について地域クラブと共通理解を図る。

○地域クラブ活動と学校部活動の間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。

○休日における地域クラブ活動の実施の有無、可否を含めスケジュールの決定は、学校部活動の顧問教員とし、本方針に基づき適切なスケジュール管理を行う。

○学校部活動顧問教員は、学校の休業日(学期中の週休日を含む)に地域クラブ活動を行う場合は、必ず前日の昼までに「休日の活動等実施許可願」を学校長に提出し承認を得るものとする。学校長は、活動

等実施許可願を教育委員会に提出すること。

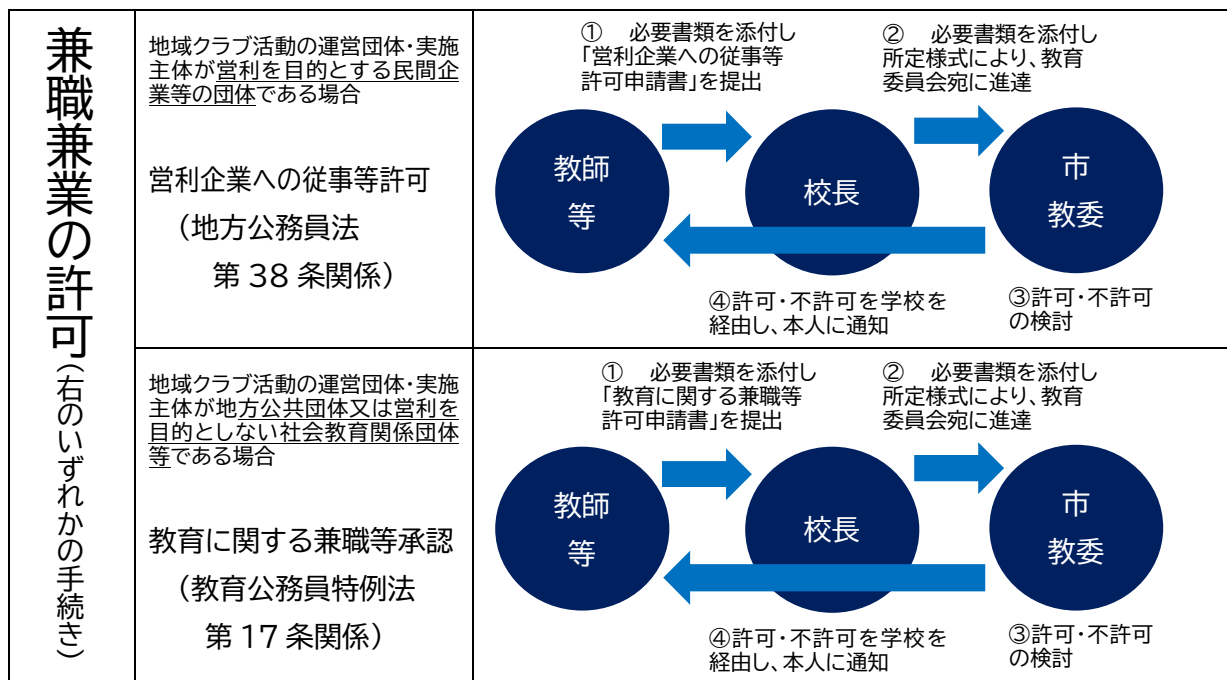
○改革推進期間において、学校施設において地域クラブ活動を実施する場合は、部活動顧問教員は、以下の項目について対応するものとする。

- ・学校施設の鍵の管理
- ・使用前後における異常の有無の確認
- ・活動終了後の生徒の下校の見守り
- ・その他緊急時対応に関すること

○教育委員会及び学校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるように留意する。

地域クラブ活動への従事に係る手続き

職員が勤務時間内外に報酬を得て地域クラブ活動に従事する場合は、従事開始前に校長へ相談・了承の上、営利企業への従事等許可又は教育に関する兼職等承認のいずれかの手続を得る必要がある。



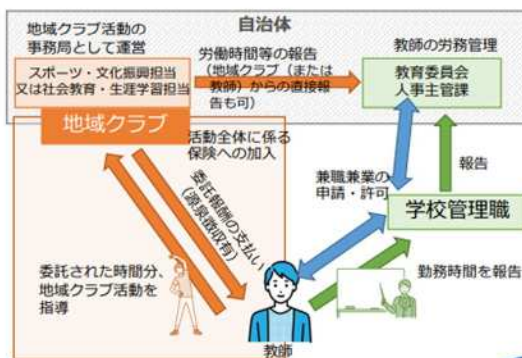
※無償ボランティアで、地域クラブ活動に従事する場合

勤務時間外にボランティアとして無償又は交通費等の費用弁償の範囲内のみで地域クラブ活動に従事する場合は、許可又は承認は不要。

この場合でも、校長はその従事内容や従事時間等を適宜把握し、当該従事の負担により間接的にでも公務遂行に支障が出る可能性がある場合や当該従事内容が職員としての職の信用失墜行為に当たる可能性がある場合には、職員への指導を行うなど服務監督を徹底する必要がある。

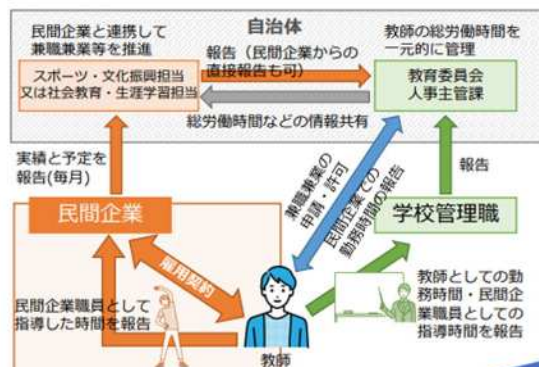
自治体が運営主体となるクラブにおいて委託を受けて指導する例

- ・教育委員会の一部署が事務局となり、地域クラブを運営。教師に対しては、委託（委嘱）を行う。
- ・地域クラブでの活動に際して、教育委員会にて委託報酬（謝金）を支払い。（※委託報酬（謝金）は自治体の規定に基づく金額。）
- ・業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師の健康管理の観点から、人事主管課にて労働時間を一元的に管理。
- ・複数の中学校の生徒を対象とした活動において、高等学校の教師に中学生の指導をしてもらうなど、地域内での横・縦の連携が促された。



民間企業から雇用されて指導する例

- ・休日の部活動指導をそのまま民間企業が実施する休日の地域クラブ活動とすることから開始。
⇒従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給。
⇒また、平日と継続して同一の教師が指導することで、生徒の混乱を防止。
- ・地域移行及び兼職兼業に係る説明会を民間企業を中心に実施し、それに基づき兼職兼業の申請をしてもらうことで、指導の継続を希望する教師の兼職兼業を促進。



地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業許可のポイント

地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に当たって、本人の意思や公務の遂行に支障がないかなどに留意し、兼職兼業の可否を判断する。

地域クラブ活動への従事は、職員本人の意思を確認すること

・地域クラブ活動での指導を希望しない職員が、地域団体や周囲の職員等からの要望や同調圧力により指導を断ることができないような事態が発生しないか。

公務の遂行に支障がないこと

・地域クラブ活動で従事している最中に、急遽教員としての勤務が必要となった場合には、教員として勤務に当たることが可能となるよう依頼元団体との間で調整がなされているか。
・職員の当該事業又は事務に従事する負担により、直接間接に心身に疲労を蓄積し、本来の公務能率に支障を及ぼすおそれがないか。

時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が、月 80 時間を超えず、職員の心身の健康や本務への支障がないと見込まれること。

・職員の心身の健康の確保の観点から、上記の時間は月 45 時間以内となることが望ましいこと。

学校や教師の信用を失墜させるおそれはないか

・地域クラブ活動に注力しすぎて教師等としての職務がおろそかになるおそれがないか。
・地域団体等から社会通念上適当といえない高額な報酬を得てないか。
・勤務先等の学校の生徒を、その意思に反して、地域クラブ活動への参加を促してないか。
・勤務時間と地域クラブ活動に従事する時間が重複していないか。
・地域クラブ活動中における責任の所在や、事故に対応する保険加入などが整理されているか。

韮崎市立小、中学校処務規程の一部改正(案)

【条の追加】

(営利企業等への従事及び兼職兼業)

第 18 条 職員が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定により営利企業等に従事するため、又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条の規定により教育に関する他の職務に従事するため、教育長の許可を受けようとするときは、それぞれ営利企業等の従事許可申請書及び教育に関する兼職許可申請書(第6号様式)を校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、本務の遂行に支障がないと認めるときは、兼職(兼業)内申書(第6号様式)に記入の上、教育委員会に進達しなければならない。

第 6 号様式（第 18 条関係）

営利企業等の従事許可申請書 (教育に関する兼職(兼業)許可申請書)				
職 名 及 び 氏 名		職 名	教諭	氏 名
				〇〇 △△ ㊟
兼 ね る 職	名 称	地域クラブ活動指導員		
	場 所	主に韭崎東中学校グラウンド		
	職 名	指導員		
	勤務内容及び 勤 務 の 態 様	サッカー部顧問 週休日において 1 日 3 時間		
	そ の 必 要 性			
	従事する期間	令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで		
	給与又は報酬	〇 受ける 〇 受けない 1 時間当たり 1,600 円		
現 に 兼 ね て い る 職 務	名 称	韭崎市立韭崎東中学校		
	場 所	同上		
	職 名	教諭		
	勤 務 の 概 要	週当たり 3 8 時間 4 5 分		
	給与又は報酬	県費		
地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 17 条に基づき、上記のとおり兼職（兼業）の許可を申請します。 年 月 日				
営利企業従事等内申書 (兼職(兼業)内申書)				
上記の者から兼職（兼業）したい旨申請がありましたが、本校においては差し支えないので、承認くださるよう内申します。 学校長 ㊟ 韭崎市教育委員会教育長 様				
申請のとおり許可する。 年 月 日 韭崎市教育委員会教育長 ㊟				

7 設置する学校に係る部活動の方針の改訂について

学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)及びやまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和5年12月山梨県教育委員会)に基づき、以下の方針・計画を作成することとされている。

市教育委員会が策定こととされている「設置する学校に係る部活動の方針」は、韮崎市立中学校部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(平成31年2月策定・令和5年6月最終改訂)に当たるが、国及び県ガイドラインに基づき改訂を行う。

策定主体	方針・計画
市教育委員会	設置する学校に係る部活動の方針 【県ガイドライン P7】 ア <u>市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「設置する学校に係る部活動方針」を策定する。</u>
校長	学校部活動に係る活動方針 【県ガイドライン P7】 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村(組合)教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。 「部活動に係る活動方針」記載事項(例) ☐目標 ☐活動日及び活動時間 ☐設置部活動 ☐部活動顧問等(教師、部活動指導員、外部指導者) ☐年間計画(年間行事予定に学校としての休養日を明記するなど) ☐組織図(学校運営組織図に部活動顧問会議等を位置付けるなど) ※部活動顧問会議とは、部活動の運営等に関する情報共有の場
部活動顧問	年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績 【県ガイドライン P7】 部活動顧問は、「学校部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

韮崎市が設置する学校に係る部活動の方針(案)

本方針策定の趣旨等

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

【運動部活動の意義】

- 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- スポーツの専門的技術や知識を身に付け、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、体力の向上と健康の増進を図る。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通じて、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会である。
- 運動部活動の充実により、生徒一人一人の教育活動全般への意識が高まり、学校全体が活性化する。
- 競技力の向上や、スポーツの普及・発展に重要な役割を果たす。

【文化部活動の意義】

- 仲間と共に自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活や将来の人生を豊かで充実したものにする。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通じて、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会である。
- 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有する。

しかしながら、少子化の進行、学校規模の縮小、教員数の減少や高齢化に伴う負担増など、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難となってきた。

また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しい状況となっている。

生徒が生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするために、部活動の在り方について必要な見直し、改善等を図る必要がある。

そのため「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和 4 年 12 月スポーツ庁・文化庁)及び「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和 5 年 12 月山梨県教育委員会)(以下、「県ガイドライン」という。)に則り、本市における部活動指導・運営に係る体制や休養日・活動時間の基準の設定等を整備することで、生徒・教職員の負担が過度とならないようにするとともに、学校や地域の実態に応じて効果的に実施される部活動を目指すものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、学校教育目標の実現に向けて、県ガイドライン及び本方針に則り、学校組織全体で部活動指導の目標や運営方針を検討し、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

公表する場の設定例(県ガイドライン参照)

- 学校運営協議会や PTA 総会等で学校経営方針とともに、学校部活動に係る活動方針を説明する。
- 「学校部活動に係る活動方針」をホームページ等へ掲載する。
- 授業参観や学級懇談会など、保護者が集まる機会に、部活動単位の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

イ 部活動顧問は、「学校部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

部活動顧問は、年間の活動計画の策定に当たっては、生徒との意見交換等を通じてニーズや意見を把握するとともに、生徒の主体性を尊重した上で策定するものとする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 韮崎市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和 2 年文部科学省告示第 1 号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。校長は、部活動指導員が十分に確保できない場合には、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)」等に則った指導を行う。県教育委員会及び市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力

し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会 4 週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[留意点]

- ・「きずなの日」は休養日とし、教師と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

休日等の設定例(県ガイドライン参照)

- 土曜日及び日曜日に教育内大会へ出場するため、翌週に休養日を設定する。
- 夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動の基準と同様とする。

ウ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、県ガイドライン及び本方針に則り、各学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫を行う。例えば、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 市教育委員会及び校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

環境整備の具体的な例(県ガイドライン参照)

- 運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなく、障害の有無や年齢などに関わらず一緒に活動できるレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等。
- 文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場(協議会等)を設ける。

イ 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 市教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る。

エ 市教育委員会は、地域のスポーツ・芸術団体と協力し、部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組を推進するものとする。

オ 市教育委員会及び校長は、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

カ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校体育団体※1、学校文化団体※2、県教育委員会及び市教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安を定める。

各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を以下のとおりとする。

学校部活動が参加する大会は、学校体育団体及び学校文化団体の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会・コンクール及び地域の行事・催し等への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査する。

イ 校長は、前記アの目安等を踏まえ、参加する大会・コンクールや地域の行事、催し等を定める。

7 安全管理と事故防止

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の対応など、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努める。

※1 山梨県小中学校体育連盟等の団体

※2 山梨県吹奏楽連盟等の団体

ガイドラインの新旧対照表

韮崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(ガイドライン)(平成31年2月策定・令和5年6月12日最終改訂)	韮崎市が設置する学校に係る部活動の方針(令和6年●月)
1 活動方針作成の趣旨・目的	・本方針策定の趣旨等
2 適切な運営のための体制の整備と年間活動計画 (1) 部活動の方針の策定等 ① 活動方針の策定・公開 ② 活動計画の作成・通知 (2) 部活動の体制・設置・顧問の配置について ① 部活動指導員の任用について ② 部の適正な設置・統廃合について ③ 顧問の配置について ④ <u>部活顧問会議の招集について</u> ⑤ 活動内容の指導・是正について ⑥ 業務改善・勤務時間管理について ⑦ スポーツ・文化環境整備について	1 適切な運営のための体制整備 (1) 学校部活動に関する方針の策定等 ア 校長-学校部活動に係る活動方針の策定 イ 顧問-活動計画の策定 (2) 指導・運営に係る体制の構築 ア 校長-部活動指導員や外部指導者の任用 イ 校長-部活動顧問の決定 ウ 校長-活動内容の指導・是正 <u>エ 教委-顧問、管理職等を対象とした研修</u> オ 教委・校長-勤務時間管理等の実施 <u>カ 教委-部活動指導員の任用と大会引率</u> キ 教委-部活動指導員への研修の実施
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 (1) 安全な部活動の実施について (2) 運動部活動の実施において (3) 文化部活動において (4) 個人差や女性特有の健康問題への正しい理解について	2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 (1) 適切な指導の実施 ア 校長-顧問-指導者-事故防止・体罰等根絶 イ 運動顧問-指導者-適切な休養等の取得 ウ 文化顧問、指導者-適切な休養等の取得 エ 顧問、指導者-個人差や女性特有の健康問題理解
4 適切な休養日の設定 (1) 1日の活動時間について (2) 学期中 (3) 長期休業中 <u>(4) 参加する大会や練習試合の見直しについて</u> <u>【6へ移動】</u>	3 適切な休養日等の設定 ア 運動部活動の休養日、活動時間(1日の活動時間、学期中、長期休業中) イ 文化部活動の休養日、活動時間(運動部活動と同様) ウ 校長-休養日と活動時間の設定及び公表 <u>エ 休養日と活動時間の設置の工夫</u>
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 (1) 多様なニーズに応えた部活動 (2) 部の統廃合について (3) 活動機会の確保について <u>(4) 学校施設の開放について</u> (5) 地域・保護者の理解と協力について	4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備 ア 教委・校長-多様なニーズに応じた部活動 イ 教委-合同部活動の実施 ウ 校長-活動機会の確保 エ 教委、校長-同時に参加する機会の確保
6 その他 <u>(1) 部活動届の提出について</u> <u>(2) 各種大会・練習試合の送迎について</u> <u>(3) 県外への大会参加について</u>	<u>5 学校部活動の地域連携</u> <u>ア 教委・校長-地域連携と協議会等の設置</u> <u>イ 教委・校長-学校種を超えた交流機会</u> <u>ウ 教委・校長-地域のスポーツ活動との共同実施</u> <u>エ 教委-指導者の質の向上に関する取組</u> <u>オ 教委・校長-平日の地域移行の推進</u> <u>カ 教委・校長-地域の活動内容の生徒・保護者への周知</u>
	6 学校単位で参加する大会等の見直し <u>ア 学校体育・文化団体、県・市教委-行事の統廃合や簡素化の要請</u> <u>イ 校長-参加する大会、行事の精査</u>
	7 安全管理と事故防止 ア 校長、顧問、指導者-安全管理の徹底 イ 校長、顧問、指導者-生徒の健康管理

蕪崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(ガイドライン)

平成31年2月 策定

平成31年4月 1日 実施

令和5年6月12日 改訂

1 活動方針作成の趣旨・目的

生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして行われてきた部活動は、我が国のスポーツ・文化・科学の振興を支えるとともに、異年齢集団での交流を通して、生徒同士の好ましい人間関係の構築や、生徒自身の自己肯定感を高める大きな教育的意義を有している。しかしながら、社会の急激な変化にともなう教育的課題が複雑化・多様化するなかで、部活動においても指導が教員の長時間労働につながっていることや、適切な休養がない行き過ぎた活動による学校生活への影響やスポーツ障害への懸念が新たな課題としてあげられている。

こうした現状を踏まえて、平成30年に文部科学省・スポーツ庁・文化庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が公表された。これを受けて、同年、山梨県教育委員会も「やまなし運動部活動ガイドライン」、また翌年には「やまなし文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これらを受け、蕪崎市教育委員会においても上記ガイドラインに則り、平成31年2月に「蕪崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針(ガイドライン)」を策定、同年4月1日から施行した。

この度、施行後4年を経過したため、学校の働き方改革推進、部活動の地域移行等の現状に鑑みて「蕪崎市立中学校 部活動(運動部・文化部)にかかる活動方針」の見直しを行い、より実効的な対応ができるよう改定を行った。

本市ガイドラインの活動方針作成の趣旨・目的は、学校、運動部顧問、外部指導者及び部活動指導員が、これまでの部活動の運営や具体的な指導のあり方を見直し、計画にもとづく短時間で効果的な活動内容を、創意工夫し改善することである。本活動方針のもとで、部活動が学校の特色を活かしつつさらに充実していくことを目指していきたい。

2 適切な運営のための体制の整備と年間活動計画

(1) 部活動の方針の策定等

新方針 1-(1)

① 活動方針の策定・公開について

校長は、学校教育目標の実現に向けて 県のガイドライン及び蕪崎市教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、PTA 総会、ホームページ等において公表する。

② 活動計画の作成・通知について

顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、校長の承認を受けた後、生徒・保護者へ通知する。

(2) 部活動の体制・設置・顧問の配置について

新方針 1-(2)ア、カ

① 部活動指導員の任用について

蕪崎市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

② 部の適正な設置・統廃合について

校長は生徒や教員の数、教員の適性や経験、外部指導者や部活動顧問の配置状況をふまえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動ができる

ように適正な数の部を設置する。また部の統廃合については、他校との合同チームの適否を考慮し、できるだけ保護者の理解を得るなかで決定する。

③ 顧問の配置について **新方針 1-(2)イ**

校長は顧問の決定に際し、生徒の安全や指導体制上できるだけ複数顧問を配置出来るように考慮する。また他の校務分掌や外部指導者・部活動指導員等の配置状況を勘案した上で、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体として指導・運営に係る体制の構築を図る。

校長が定める「学校部活動に係る活動方針」に規定すべき項目のため削除

~~④ 部活動顧問会議の招集について~~

~~校長は活動方針等の確認・周知徹底と部活動における課題について話し合う場として、必要に応じて部活動顧問会議を招集する。~~

⑤ 活動内容の指導・是正について **新方針 1-(2)ウ**

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

⑥ 業務改善・勤務時間管理について **新方針 1-(2)オ**

韮崎市教育委員会及び校長は、教員の適切な部活動指導の観点から、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

⑦ スポーツ・文化環境整備について **新方針 1-(2)エ**

韮崎市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域におけるスポーツ・文化環境整備を進める。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 安全な部活動の実施について **新方針 2-(1)ア**

生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 運動部活動の実施において **新方針 2-(1)イ**

- ① スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ② 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 文化部活動において **新方針 2-(1)ウ**

- ① 休養を適切に取る必要があること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解する。
- ② 生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよ

う、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。

(4)個人差や女子特有の健康問題への正しい理解について

新方針 2-(1)エ

適切な健康管理を行い、専門的見地を有する保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日の設定

(1)1日の活動時間について

新方針 3-ア

国や県のガイドラインを参考に、長くとも平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2)学期中

新方針 3-ア

- ① 平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とする。
- ② 教育内大会前など連続して活動が必要な場合は、①の限りではないが、年間を通して土日の半数以上を休養日とする。
- ③ 大会参加等のため土曜日、日曜日ともに活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ④ 「きずなの日」(年間20日)は休養日とする。
- ⑤ 定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

(3)長期休業中

新方針 3-ア

- ① 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ② 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(4)参加する大会や練習試合の見直しについて

新方針 6-ア、イ

- ① 校長は参加する大会等について報告を受け精査する。
- ② 部活動顧問は生徒の教育的意義、生徒や顧問、保護者の負担等が過度とならないように考慮し、参加する大会等を見直し精選するなかで年間活動計画に明記する。シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけた計画を立てる。特別に参加が必要な大会等については、校長に相談し許可を得る。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1)多様なニーズに応えた部活動

新方針 4-ア

校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化状況にあり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。

(2)部の統廃合について

新方針 4-イ

部の統廃合については、生徒の活動機会が損なわれることのないよう、他校との合同チームの適否を考慮し、できるだけ保護者の理解を得るなかで決定する。

(3)活動機会の確保について

新方針 4-イ

埴田市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツ・文化等の活動に親

しむ機会を充実する観点から、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・文化等の活動のための環境整備を進める。

地域クラブ活動を想定した規定であるが、学校管理下ではない地域クラブ活動については各種保険(スポーツ安全保険等)に加入することとなるが、学校管理下で行われる学校部活動の方針に規定する必要がないため削除する。

(4)学校施設の開放について

荏崎市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

(5)地域・保護者の理解と協力について

新方針 5-ア

荏崎市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

校長が定める「学校部活動に係る活動方針」に規定すべき項目のため削除

6 その他

(1)部活動届の提出について

部活動顧問は、学校の休業日(学期中の週休日を含む)に部活動を行う場合は、必ず前日の昼までに「休日等の部活動届」を校長に提出する。提出しない場合活動はできない。なおクラブで活動する場合も活動状況を把握する必要から同様とする。

校長が定める「学校部活動に係る活動方針」に規定すべき項目のため削除

(2)各種大会・練習試合の送迎について

輸送費の手当ができない大会、練習試合等については、保護者の送迎のもとに参加する。
—(現地集合、現地解散を基本とする。顧問による送迎はしない。)

校長が定める「学校部活動に係る活動方針」に規定すべき項目のため削除

(3)県外への大会参加について

関東・全国大会を除き、顧問教師のみの引率による部活動で県外へ出ることはできない。保護者会・クラブ(外部競技団体)との責任を明確にした上で県外へ出る場合は、必ず事前に動静及び活動内容等を校長に報告し、活動届を提出し許可を得る。その場合特殊業務手当の対象にはならない。また、男女混合の部活動においては、顧問教師男女各1名以上が引率することを基本とする。